

経済・財政再生計画に基づく財政健全化と本格化する地方創生

— 平成 28 年度地方財政対策 —

総務委員会調査室 小島 功平

はじめに

平成 28 年度地方財政対策は、平成 27 年 12 月 22 日に高市総務大臣・麻生財務大臣合意により決着した。今回の地方財政対策では、平成 28 年度から取組が本格化する「地方創生」への対応が注目されるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下「骨太方針 2015」という。）に定められた「経済・財政再生計画」において、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとされたことから、地方財政計画における「歳出特別枠」や地方交付税の「別枠加算」の取扱いが前年度に引き続き焦点となった。

結果として、平成 27 年度を 1,000 億円程度上回る一般財源総額が確保され、地方財源不足額は地方税収の伸び等を背景に約 5.6 兆円と前年度に比べ約 2.2 兆円減少することとなった。地方創生については、前年度に引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」が 1 兆円計上された。また、歳出特別枠は実質的に前年度水準が維持された一方、別枠加算については、地方税収がリーマンショック以前の水準まで回復していることなどを踏まえ、平時モードへの切替えを進める観点から廃止された。このほか、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むため、一般行政経費に「重点課題対応分（仮称）」が創設され、2,500 億円が計上された。

地方六団体は、今回の地方財政対策について、前年度を上回る一般財源総額が確保されたなどとして評価するとしつつも、既往臨時財政対策債の元利償還金が累積していくことが見込まれることから、持続可能な地方財政制度の確立を目指すべきことを指摘した¹。今後、地方は増大する社会保障関係費に対応しつつ、地方創生に向けた取組が求められるほか、平成 32 年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標を実現するためには、徹底した歳入面・歳出面の改革も求められる。

本稿では、地方財政計画の策定を通じた財源保障の仕組み及び近年の地方財政対策を踏まえた上で、平成 28 年度の地方財政対策を紹介し、若干の考察を加えることとしたい。

1. 近年の地方財政対策

（1）地方財政対策とは

地方公共団体は、教育、警察、消防など国民生活に密接に関係する行政サービスを提供しており、全国的に一定の規模・水準が求められるが、行政事務の多くは、法令の規定に

¹ 地方六団体「平成 28 年度地方財政対策等についての共同声明」（平 27. 12. 24）

よってその実施が義務付けられている。そこで国として、全ての地方公共団体が、法令によって義務付けられた事務事業等を円滑に実施できるよう財源を保障するため、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類（いわゆる「地方財政計画」）が策定される²。

国の予算編成過程において、各府省は翌年度の予算要求を財務省に提出するとともに、地方公共団体の負担を伴うものについては総務省に調書を提出する。これを受け、国の予算編成作業に並行して地方財政計画の策定作業に入り、その過程において翌年度の地方財政全体の収支見通しが行われ、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するよう行う財源対策が「地方財政対策」であり、国の予算編成に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。具体的には、地方債の増発、一般会計加算等の財政措置が講じられ、これを踏まえた地方財政計画の策定を通じて地方財政全体として標準的な行政水準を提供するために必要な財源が保障される仕組みになっている。

（２）地方財源不足額に関する地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の対応

地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項は、地方交付税の原資となる国税の税収の法定率分（所得税の 33.1%、法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%³、地方法人税の全額⁴）が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、「地方行財政の制度改正」又は「法定率の引上げ」により、必要な総額を確保するとしている。政府の国会答弁⁵によれば、①地方財政対策を講じる前のマクロの財源不足があり、②その額が地方交付税の法定率分の約 1 割以上となり、③その状況が 2 年連続して生じ、3 年度目以降も続くと見込まれる場合に、地方行財政の制度改正又は法定率の引上げを行うとしている。

近年、地方財政は、景気の低迷、社会保障関係費の自然増、公債費の増嵩等を主な原因として、毎年度巨額の財源不足が発生している。平成 8 年度以降は、毎年度連続して地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に規定する財源不足が生じている。

しかしながら、国も厳しい財政状況にある中で、法定率の引上げは行えない等の理由から、同規定に該当する場合、「地方行財政の制度改正」に該当する措置が講じられてきており、平成 13 年度以降は、「国と地方の折半ルール」（以下「折半ルール」という。）に基づく財源対策が行われている。これは、総務・財務両大臣の折衝における取決めに基づく地方財源不足の補填ルールであり、基本的な形は、地方財源不足額のうち、財源対策債（後

² 地方交付税法第 7 条の規定により、内閣は、毎年度、地方財政計画を作成して国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

³ 平成 26 年 4 月から消費税率（国・地方）が 8%に引き上げられたことに併せ、消費税に係る地方交付税法定率は 29.5%（消費税率換算 1.18%）から 22.3%（消費税率換算 1.40%）に変更された。また、消費税率（国・地方）10%への引上げ時には、消費税に係る地方交付税法定率は 19.5%（消費税率換算 1.52%）に変更することとされている。

⁴ 地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成 26 年度税制改正において法人住民税法人税割の税率を合計 4.4%（都道府県分：1.8%、市町村分：2.6%）引き下げるとともに、同引下げ分相当（4.4%）を税率とし、各課税事業年度の課税標準法人税額を課税標準とする地方法人税（国税）が創設された。地方法人税の税収全額は、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化するとされた。

⁵ 第 19 回国会参議院地方行政委員会会議録第 32 号 18 頁（昭 29.5.4）ほか

掲4. (1) ア参照) の増発や国の一般会計加算(既往法定分⁶⁾等を除いた残余の財源不足額(折半対象財源不足額)を国と地方が折半して補填するというものである。

これに基づき、国は折半対象財源不足額の半分を一般会計から加算(臨時財政対策特例加算)することにより、地方交付税を増額し、残り半分は地方が特例地方債(臨時財政対策債⁷⁾)を発行することにより補填する。平成13年度に折半ルールが制度化された当初は3年間の措置とされていたが、その後も基本的に3年間の措置が継続されている⁸⁾。また、平成27年度地方財政対策では、地方交付税原資の安定性の向上及びその充実を図る観点から、法定率の見直し⁹⁾が行われ、所得税分及び酒税分の引上げ並びに法人税分の引下げのほか、たばこ税を繰入れの対象から除外することとされた。これにより、法定率分は約900億円増加したものの、なお約7.8兆円の財源不足が生じたことから、折半ルールによる補填が行われた(図表1参照)。

図表1 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

年度	対応の内容
昭和52	単年度の措置として、財源不足額を交付税特別会計借入金で補填し、その償還時に元金の1/2相当額を臨時地方特例交付金として国が負担することを法定。
53	当分の間の措置として、財源不足額を交付税特別会計で補填した場合、その償還時に元金の1/2相当額を臨時地方特例交付金として国が負担することを法定。
59	昭和53年度創設の制度を廃止し、地方交付税法附則第3条(交付税の総額についての特例措置)を創設。
平成8～9	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して負担することとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
10～12	3年間の措置として、財源不足額を交付税特別会計借入金で補填し、借入金の償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
13～15	3年間の措置として、財源不足額のうち1/2は国が一般会計から加算し(臨時財政対策加算)、残りは地方が臨時財政対策債(元利償還金相当額を基準財政需要額に算入)を発行することにより補填するとともに、予定されている交付税特別会計借入金の償還を繰り延べる。(ただし、平成13、14年度は特別会計借入金方式をそれぞれ1/2、1/4併用。)
16～18	3年間の措置として、財源不足額のうち1/2は国が臨時財政対策加算、残りを地方が臨時財政対策債を発行することにより補填するとともに、同期間中に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べる。
19～21	3年間の措置として、財源不足額のうち1/2は国が臨時財政対策加算、残りを地方が臨時財政対策債を発行することにより補填する。 平成18年度補正時から交付税特別会計借入金の償還が開始されたが、その後、平成19～21年度に予定されていた償還は、それぞれ平成25年度以降に繰り延べられた。
22	単年度の措置として、財源不足額のうち1/2は国が臨時財政対策加算、残りを地方が臨時財政対策債を発行することにより補填する。

⁶⁾ 過去の地方財政対策に基づき地方交付税法附則の定めるところにより国の一般会計から加算される額。

⁷⁾ 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債である。地方公共団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その発行額に係る元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

⁸⁾ 平成22年度は単年度の措置。

⁹⁾ 法定率は、地方財源不足に対処するため制度発足時から順次引き上げられ、昭和41年度に法定3税(所得税、酒税、法人税)の32.0%となつてからは据え置かれ続けてきた。なお、平成11年度、12年度、19年度に法人税の法定率が変更されたが、これらは地方交付税法第6条の3第2項によるものでなく、国税の減税等への対応として交付税財源を確保するために行われた。また、平成元年度に消費税とたばこ税が対象税目に加わったのは、それぞれ税制の抜本改革等、国庫補助負担率の見直し等が契機である。したがって、地方財源不足に対応した平成27年度における法定率の見直しは、昭和41年度以来49年ぶりのこととなった。

	平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還は平成 28 年度以降に繰り延べられた。
23～25	3 年間の措置として、財源不足額のうち 1/2 は国が臨時財政対策加算、残りを地方が臨時財政対策債を発行することにより補填する。 なお、交付税特別会計借入金については、新たな償還計画を策定した上で償還を開始。
26～28	3 年間の措置として、財源不足額のうち 1/2 は国が臨時財政対策加算、残りを地方が臨時財政対策債を発行することにより補填する。
27	国・地方の税財源配分等を踏まえた交付税原資の安定性の向上及びその充実の観点から、所得税分及び酒税分の引上げ並びに法人税分の引下げのほか、たばこ税を繰入れの対象から除外。

(出所) 総務省資料より作成

2. 骨太方針 2015 と平成 28 年度予算編成の基本方針

(1) 骨太方針 2015 における「経済・財政再生計画」

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太方針 2015」において、平成 32 年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標を実現するため、平成 28 年度から平成 32 年度を対象とした「経済・財政再生計画」が定められた¹⁰。同計画では、地方財政について、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成 30 年度までにおいて、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが示された。一方、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことが示された。

また、同計画では、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要があるとし、頑張る地方を支援できるよう地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税を始めとした地方財政制度の改革を行うなどとされた。さらに、同計画では、経済・財政一体改革が着実に進展しているかチェックするため、経済財政諮問会議の下に専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPI¹¹を具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行うこととされた。これを踏まえ、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」(以下「推進委員会」という。)が設置され、地方行財政については、地方交付税を始めとした地方財政制度改革、地方行政改革等を議題に検討が行われた。

(2) 平成 28 年度予算編成の基本方針

平成 27 年 11 月 27 日、「平成 28 年度予算編成の基本方針」が閣議決定され、平成 28 年度は「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表(後述)を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推

¹⁰ 計画期間の当初 3 年間(平成 28 年度～平成 30 年度)は「集中改革期間」と位置付けられ、「経済・財政一体改革」を集中的に進めることとされている。なお、「骨太方針 2015」において、「経済・財政一体改革」とは、「制度改革等により国民や企業等の意識、行動を変えることを通じて、歳出抑制と歳入増加を目指すもの」とされている。

¹¹ Key Performance Indicators の略称であり、改革の進捗管理や測定に必要な主な指標とされる。

進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させることが示された。また、同基本方針では、予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進するとされ、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進めることが示された。

（３）経済・財政再生アクション・プログラム

平成 27 年 12 月 24 日、推進委員会等における議論を踏まえ、経済財政諮問会議において「経済・財政再生アクション・プログラム — “見える化” と “ワイズ・スペンディング” による『工夫の改革』—」（以下「経済・財政再生アクション・プログラム」という¹²。）及び改革の具体的方向性や実施時期を示す「経済・財政再生計画 改革工程表」が取りまとめられ、地方行財政については、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する「トップランナー方式」の導入等によるインセンティブ改革¹³の推進、IT活用による業務改革やアウトソーシング等を通じた民間の知恵の活用、公共サービスに係る「見える化」の推進等が示された。

3. 歳出特別枠及び別枠加算の見直し

（１）歳出特別枠及び別枠加算とは

地方財政計画の「歳出特別枠」は、平成 20 年度に地域間の税源偏在是正策として、法人事業税の一部を国税化し、全額を譲与税として地方に配分する「地方法人特別税・譲与税」が創設された際、これによって生じる財源（不交付団体水準超経費の減少分）を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費として「地方再生対策費」（4,000 億円）が計上されたのが始まりである。平成 21 年度には、「地方再生対策費」が維持されるとともに、リーマンショックにより急速に悪化しつつある雇用情勢を踏まえ、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために必要な経費として特別枠「地域雇用創出推進費」（5,000 億円）が創設された。平成 22 年度及び平成 23 年度においても「地方再生対策費」及び特別枠が維持される中、平成 24 年度において、これらは「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理、統合された。同経費は、規模の変動はありつつも、その後も継続されており、平成 27 年度は 8,450 億円が計上された¹⁴。

¹² 「見える化」とは、「①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への課題の所在が分かる。改革への国民の理解、納得感を広げる」こととされている。また、「ワイズ・スペンディング」とは、「政策効果が高く必要な歳出に重点化、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく立て直すという積極的な発想」であるとされている。

¹³ 「インセンティブ改革」とは、「公共サービスの質の向上に取り組む必要性に対する気付きを広げ、現状を変えていく動機付けをすることによって、住民や保険者、企業等の行動変化につなげ、公共サービスの量的な増大を抑制するとともに、経済・財政の再生に向けた前向きな改革を促すこと」とされている。

¹⁴ 平成 22 年度は「地方再生対策費」4,000 億円及び「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850 億円、平成 23 年度は「地方再生対策費」3,000 億円及び「地域経済活性化・雇用等対策費」1兆2,000 億円、平成 24 年度は「地域経済基盤強化・雇用等対策費」1兆4,950 億円、平成 25 年度は同 1兆4,950 億円及び平成 26 年度は同 1兆1,950 億円である。なお、平成 26 年度及び平成 27 年度は前年度と比べ減少しているが、当該減少

地方交付税の「別枠加算」は、リーマンショックに伴う景気後退に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中、平成 21 年度に既定の一般会計加算等とは別枠で、国の一般会計から地方交付税の総額に 1 兆円加算されたことが始まりである。その後の地方財政対策においても「別枠加算」は継続され、平成 27 年度は 2,300 億円が加算された¹⁵。

なお、平成 27 年度地方財政対策において、平成 28 年度以降における「歳出特別枠」の取扱いについては経済再生の進展を踏まえて、また、「別枠加算」の取扱いについては地方の税収の動向等を踏まえて、それぞれ総務・財務両大臣が協議して定めるものとされた。

(2) 歳出特別枠及び別枠加算の見直しをめぐる論議

ア 財政制度等審議会

平成 27 年 11 月 24 日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、「平成 28 年度予算の編成等に関する建議」を取りまとめた。同建議において、歳出特別枠は、リーマンショック後の地方の経済・雇用情勢の悪化等を踏まえた緊急時の景気対策として、地方財政計画の歳出に上乗せされた臨時異例の措置であり、経済・雇用情勢が回復し平時に戻るのに合わせ、速やかに廃止すべきであるとされた。また、同建議において、別枠加算は、歳出特別枠と同様にリーマンショック後の臨時異例の危機対応であり、地方税が大幅に減収し財源不足が発生する中で、地方財政に配慮し、「折半ルール」の例外として、国の全額負担により地方の歳入水準を確保するために措置されたものであるが、平成 28 年度の地方税収がリーマンショック前を超える過去最高水準になると見込まれる中、別枠加算を維持する合理的理由はなく廃止すべきであるとされた。

イ 地方六団体

地方六団体は、平成 27 年 12 月 14 日に開催された国と地方の協議の場（平成 27 年度第 3 回）において、「平成 28 年度予算・地方財政対策等について」を提出し、地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すべきであるとの意見が示された。

ウ 地方財政審議会

平成 27 年 12 月 18 日、総務省の地方財政審議会は「今後目指すべき地方財政の姿と平成 28 年度の地方財政への対応についての意見」を取りまとめた。同取りまとめにおいて、歳出特別枠は、一般行政経費の計画額と決算額の乖離を是正する役割を担っていることを踏まえるべきであり、また、地方の歳出は歳出特別枠を含めてほぼ横ばいであり、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保することが必要であるとされた。また、同取りまとめにおいて、別枠加算は地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できない

分は他の歳出項目に振り替えられており、いずれも実質的に前年度水準が確保された。

¹⁵ 平成 22 年度は 1 兆 4,850 億円、平成 23 年度は 1 兆 2,650 億円、平成 24 年度は 1 兆 500 億円、平成 25 年度は 9,900 億円及び平成 26 年度は 6,100 億円である。

中で設けられた措置であることを踏まえる必要があり、こうした臨時的な措置に頼らず、地方交付税の総額を適切に確保できるよう、法定率の引上げを行うべきとされた。

4. 平成 28 年度地方財政対策の概要

平成 28 年度地方財政対策で行われる措置について、以下に概観する。なお、平成 24 年度から、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理している。

(1) 通常収支分の財源不足額への対応

平成 28 年度の通常収支分の地方財源不足額は、対前年度比▲28.3%(▲2兆2,142億円)と大幅に減少するものの、なお5兆6,063億円に上り、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が平成8年度以降連続して生じている。この地方財源不足額については、平成26年度地方財政対策において、平成26年度から平成28年度までの間、国と地方の折半ルールに基づき対処することとされており、まず以下ア～エの財源補填策が講じられる。

ア 財源対策債の発行 7,900億円

財源対策債とは、地方財源不足を補填するため、地方債充当率の臨時的引上げにより増発される建設地方債（地方財政法第5条の地方債）である。

イ 一般会計加算（既往法定分等） 5,536億円

一般会計加算（既往法定分等）は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額等である。

ウ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

公庫債権金利変動準備金とは、平成20年に地方公営企業等金融機構（平成21年に地方公共団体金融機構に改組。）が設立され、公営企業金融公庫の資産・債務を引き継いだ際に、公営企業金融公庫の債権の管理に当たり金利変動リスクに対処するために設けられたものである¹⁶。地方公共団体金融機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等が公営企業金融公庫の債権管理業務の円滑な運営に必要な額を上回る場合には、当該金額を国庫に帰属させるものとされている（地方公共団体金融機構法附則第14条）。

平成27年度地方財政対策において、平成29年度までの3年間で総額6,000億円の範囲内において、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計に帰属させ、当該帰属させた額を交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）に繰り入れることとされた¹⁷。これに基づき、平成27年度は3,000

¹⁶ 公営企業金融公庫は、地方公共団体の経営する公営企業等に対し、低利かつ安定した資金を供給する目的で昭和32年に設立された政府系金融機関であり、平成19年5月に成立した「地方公営企業等金融機構法」（平成19年法律第64号）により廃止することとされるとともに、平成20年8月1日に設立された地方公営企業等金融機構にその機能が継承された。その後、平成21年3月に成立した「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）により地方公営企業等金融機構は地方公共団体金融機構に改組され、貸付対象に一般会計に係る地方債が追加された。

¹⁷ なお、平成24年度地方財政対策において、平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目的として公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされ、その全額が交付税特会に繰り入れられた。平成24年度に3,500億円、平成25年度に残り6,500億円全額が活用された。

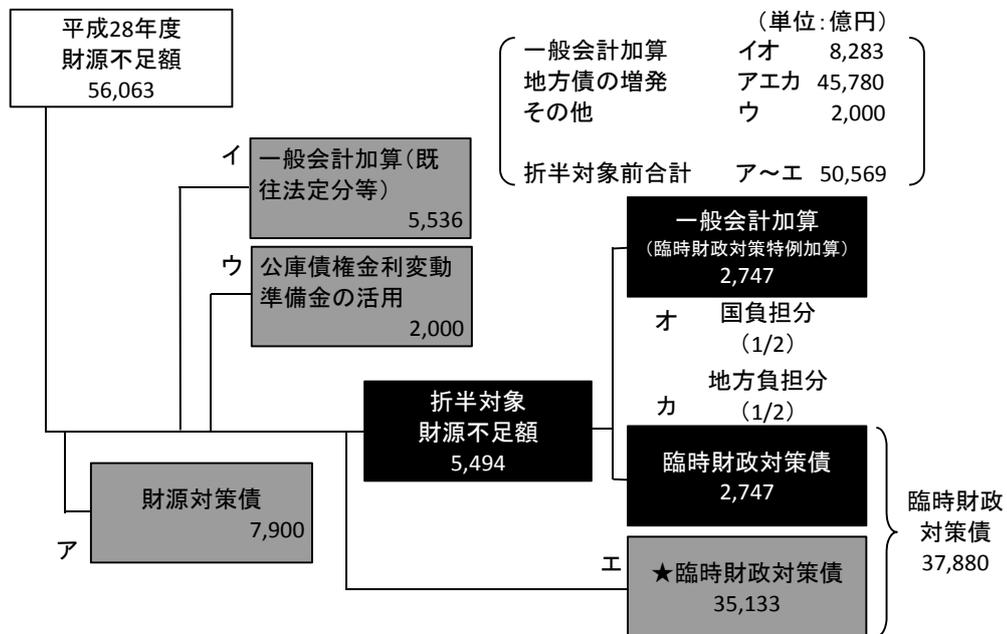
億円が計上され、平成 28 年度は 2,000 億円が計上されることとなった。

エ 臨時財政対策債（既往臨時財政対策債元利償還充当分等） 3兆5,133億円

臨時財政対策債の元利償還金相当額等は、折半対象財源不足額には含めず、全額を臨時財政対策債により対応するとされている。

以上のア～エの合計額 5兆 569 億円を、地方財源不足額 5兆 6,063 億円から控除した 5,494 億円が折半対象財源不足額となる（対前年度比▲2兆 3,565 億円）。これを国と地方が折半して負担し、国は一般会計からの臨時財政対策特例加算（2,747 億円）、地方は臨時財政対策債の発行（2,747 億円）により対応するとされた（図表 2 参照）。また、平成 21 年度から続けられてきた地方交付税の別枠加算は、地方の税収の動向等を踏まえ、平時モードへの切替えの観点から廃止されることとなった。

図表 2 平成 28 年度地方財源不足額の補填



★の臨時財政対策債は、既往臨時財政対策債の元利償還充当分等

(出所) 総務省資料より作成

(2) 東日本大震災分

「東日本大震災分」は、東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするため、平成 24 年度から通常収支分とは別枠で整理されている。

なお、平成 23 年度から平成 32 年度までの復興期間 10 年間のうち、前半 5 年間の「集中復興期間」が平成 27 年度で終了し、後半 5 年間は「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）において「復興・創生期間」と位置付けられている。同決定において、復興期間 10 年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を

目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とすることが示された一方、平成 28 年度以降の復旧・復興事業については、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化することとされ、全国防災事業等については、平成 27 年度限りで終了することとされた。

ア 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税は、被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税の減収分を国が全額措置するものであり、平成 23 年度第 3 次補正予算で創設された。

平成 28 年度は、4,802 億円（対前年度比▲18.6%）が盛り込まれており、直轄・補助事業の地方負担分が 3,547 億円、地方単独事業分が 894 億円、地方税等の減収分が 361 億円となっている。なお、平成 23～28 年度の累計額は 4 兆 1,121 億円となった¹⁸。

イ 全国防災事業

平成 28 年度以降の地方財政計画においては、新規事業は計上されず、これまで実施してきた全国防災事業に係る公債費（地方債の元利償還金）として 1,310 億円が計上されている。

（3）平成 28 年度地方交付税総額

以上を踏まえ、通常収支分の入口ベースの地方交付税は、所得税、法人税、酒税及び消費税の法定率分 14 兆 5,106 億円、国税減額補正精算分（平成 20・21 年度分）▲1,811 億円、一般会計加算（既往法定分等）5,536 億円、臨時財政対策特例加算 2,747 億円を合算した 15 兆 1,578 億円（対前年度比▲2,591 億円）とされた。

通常収支分の地方交付税総額（出口ベースの地方交付税）は、入口ベースの地方交付税に、地方法人税の法定率分 6,365 億円、交付税特会借入金償還額▲4,000 億円、交付税特会借入金支払利子▲1,584 億円、平成 27 年度からの繰越金 1 兆 2,644 億円¹⁹、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000 億円を加算し、16 兆 7,003 億円（同▲546 億円、▲0.3%）となっている。臨時財政対策債は 3 兆 7,880 億円（同▲7,370 億円、▲16.3%）であり、平成 26 年度の前年度比 1 割減、平成 27 年度の同 2 割減に続く減少となっている。

（4）平成 28 年度地方財政収支の見通し

次に平成 28 年度の地方財政収支の見通しを概観する（図表 3 及び 4 参照）。ただし、計数は概数である。

ア 通常収支分

平成 28 年度の通常収支分の地方財政の歳入・歳出規模は、約 85 兆 7,700 億円（対前

¹⁸ なお、平成 23～27 年度において、実際に交付された震災復興特別交付税の累計額は 2 兆 8,037 億円である。

¹⁹ 平成 28 年常会において「地方交付税法の一部を改正する法律案」（閣法第 1 号）が提出され、平成 27 年度の地方交付税について、補正予算により増加した額の一部を平成 28 年度分の地方交付税総額に加算することとされている。

年度比約+5,000億円、約+0.6%)となった。不交付団体水準超経費は1兆4,500億円(同+700億円、+5.1%)であり、これを除くと約84兆3,200億円(同約+4,290億円、約+0.5%)となる。

地方一般歳出²⁰は、約69兆9,200億円(同約+6,100億円、約+0.9%)である。前年度に引き続きその取扱いが焦点となった歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(平成27年度は8,450億円)は、4,450億円が計上され、前年度からの減少分4,000億円を地方の重点課題に対応するための歳出や公共施設の老朽化対策に係る歳出(後述)に振り替える形で実質的に前年度水準が確保された。

また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」は、平成28年度においても1兆円²¹が計上された²²。なお、同事業費に対応する交付税は、「地域の元気創造事業費」及び「人

図表3 平成28年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分)

		(単位:億円、%)		
項目		平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	地方方税	387,022	374,919	3.2
	地方譲与税	24,322	26,854	▲9.4
	地方特例交付金	1,233	1,189	3.7
	地方交付税	167,003	167,548	▲0.3
	地方債	88,607	95,009	▲6.7
	うち臨時財政対策債	37,880	45,250	▲16.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲79	-	-
	全国防災事業一般財源充当分	▲589	▲275	114.2
	歳入合計	約857,700	852,710	約0.6
	「一般財源」 (水準超経費を除く)	616,792	615,485	0.2
	602,292	601,685	0.1	
歳出	給与関係経費	約203,300	203,351	約▲0.0
	退職手当以外	約185,800	185,291	約0.3
	退職手当	約17,500	18,060	約▲3.3
	一般行政経費	約358,000	350,589	約2.1
	うち補助分	約190,100	185,490	約2.5
	うち単独分	約140,400	139,964	約0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0.0
	うち重点課題対応分(仮称)	2,500	-	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	4,450	8,450	▲47.3
	公債費	約128,100	129,512	約▲1.1
	維持補修費	約12,200	11,601	約5.1
	投資的経費	約112,100	110,010	約1.9
	うち直轄・補助分	約57,700	57,252	約0.8
	うち単独分	約54,300	52,758	約3.0
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち公共施設等最適化事業費	2,000	1,000	100.0
	公営企業繰出金	約25,100	25,397	約▲1.0
うち企業債償還費	約15,900	16,247	約▲2.1	
普通会計負担	14,500	13,800	5.1	
水				
歳出合計	約857,700	852,710	約0.6	
(水準超経費を除く)	約843,200	838,910	約0.5	
地方一般歳出	約699,200	693,151	約0.9	

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省資料より作成

²⁰ 地方財政計画において、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除いたものを「地方一般歳出」としている。

²¹ 平成27年度に計上された1兆円のうち、5,000億円の財源は、既存の歳出の振替により確保することとされ、平成26年度に計上された①「地域の元気創造事業費」の全額(3,500億円)、②歳出特別枠の一部(1,500億円)が充てられた。これら振替分に加え、新規の財源として、③法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果(1,000億円)、④地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用(3,000億円)、⑤過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用(1,000億円)により確保することとされた。平成28年度においても1兆円が計上されたが、財源内訳については前年度から変更されており、法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果(2,000億円)(平年度化により対前年度比+1,000億円)、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金(前掲4.(1)ウ参照)の活用(2,000億円)となっている。

²² 平成28年度予算政府案(平成27年12月24日閣議決定)において、地方の自主的かつ先駆的な取組を支援する「新型交付金(地方創生推進交付金)」(1,000億円、事業規模2,000億円)が創設された。同交付金に係る地方の財政負担について、地方六団体は、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じることを要望していた(地方六団体「平成28年度予算・地方財政対策等について」(平27.12.14))。こうした中、平成28年度地方財政対策において、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担に応じて地方財政措置を適切に講じることとされた。

口減少等特別対策事業費」により算定されるが、平成 27 年度については、前者は平成 26 年度までの算定方法²³を基本的に継続するとともに、後者については人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を 5 : 1 で反映するとされている。これについて、「経済・財政再生アクション・プログラム」では、地方版総合戦略²⁴に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、成果を反映した配分を集中改革期間（平成 28 年度～平成 30 年度）の後は 5 割以上とすることを目指すとされた。

さらに、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費として一般行政経費に「重点課題対応分（仮称）」が創設され、2,500 億円が計上された。同経費に係る財源は、平成 27 年度における歳出特別枠の一部を活用することにより全額が確保された。なお、同経費は、自治体情報システム構造改革推進事業（1,500 億円）、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進（500 億円）及び森林吸収源対策等の推進（500 億円）を措置している。

一般行政経費は、社会保障関係費の自然増、「重点課題対応分（仮称）」の創設等により、約 35 兆 8,000 億円（同約+2.1%）に増加している。

投資的経費のうち単独事業分は、約 5 兆 4,300 億円（同約+3.0%）に増加している。平成 28 年度まで継続することとされている「緊急防災・減災事業費」は、前年度と同額の 5,000 億円を計上している²⁵。また、地方において公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、平成 27 年度に創設された「公共施設等最適化事業費」は、平成 28 年度中にほぼ全ての地方公共団体で同計画の策定が完了することなどを踏まえ、2,000 億円（同+1,000 億円、+100.0%）に増加している。同増加分は、平成 27 年度における歳出特別枠の一部を活用することにより確保された。

歳入では、地方税が 38 兆 7,022 億円（同+1 兆 2,103 億円、+3.2%）、地方譲与税が 2 兆 4,322 億円（同▲2,532 億円、▲9.4%）となっている。なお、地方譲与税の減収は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・譲与税の規模が 3 分の 1 縮減され、法人事業税に還元された影響が平年度化することなどが要因である。地方税・地方譲与税の増加は計 9,571 億円となり、地方交付税は 16 兆 7,003 億円（同▲546 億円、▲0.3%）に減額している。

地方債については、地方財政計画に計上される普通会計分が、8 兆 8,607 億円²⁶（同

²³ 人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映することとされている。なお、平成 27 年度の算定においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を踏まえ、地域経済活性化の指標に「女性就業率」が追加された。

²⁴ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、各地方公共団体に対して平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を対象とした「地方版総合戦略」を平成 27 年度中に策定するよう求めている。なお、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「地方版総合戦略の進捗状況」（平 27. 11. 10）によれば、全都道府県が平成 27 年度中に策定完了、市町村（特別区を含む。）は 1,741 団体中 3 団体を除いて同年度中に策定完了の見通しである。

²⁵ 平成 25 年度に給与の臨時特例対応分として単年度限りの措置として計上されたが、平成 26 年度以降も地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成 26 年度地方財政対策において、平成 28 年度まで継続することとされた。なお、平成 29 年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討することとされている。

²⁶ 通常収支分の地方債計画総額（普通会計分と公営企業会計等分の合計）は、11 兆 2,082 億円である。

▲6,402億円、▲6.7%)に減少し、地方債依存度²⁷は前年の11.1%から約10.3%へと低下している。これは、通常債が4兆2,827億円(同+868億円、+2.1%)、財源対策債が7,900億円(同+100億円、+1.3%)と前年度より968億円増加している一方、臨時財政対策債が3兆7,880億円(同▲7,370億円、▲16.3%)となり、臨時財政対策債以外の増加分以上に減少したことによるものである。

以上の結果、地方一般財源総額²⁸は61兆6,792億円(同+1,307億円、+0.2%)、水準超経費除きで60兆2,292億円(同+607億円、+0.1%)となり、平成27年度の水準を上回る額が確保された。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

平成28年度における東日本大震災分の復旧・復興事業の歳入・歳出規模は、約1兆7,900億円(対前年度比約▲2,200億円、約▲10.8%)となっている。歳出では、直轄・補助事業費が約1兆6,400億円(同約▲8.8%)、地方単独事業費が1,254億円(同▲25.5%)に減少している。

歳入には、震災復興特別交付税4,802億円(同▲1,096億円、▲18.6%)、国庫支出金約1兆2,600億円(同約▲8.0%)、地方債333億円²⁹(同▲6.2%)、一般財源充当分79億円(同皆増)が計上されている。

(イ) 全国防災事業

平成28年度における東日本大震災分の全国防災事業の歳入・歳出規模は、1,310億円(対前年度比▲3,595億円、▲73.3%)となっている。歳出には、公債費1,310億円が計上されている³⁰。また、歳入には、地方税720億円、一般財源充当分589億円、雑収入1億円が計上されている。

図表4 平成28年度地方財政収支見通しの概要
(東日本大震災分)

項目	平成28年度 (見込)		平成27年度 (見込)		増減率 (見込)
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	
歳入					
震災復興特別交付税	4,802	5,898			▲18.6
国庫支出金	約12,600	13,717			約▲8.0
地方債	333	355			▲6.2
一般財源充当分	79	-			皆増
計	約17,900	20,060			約▲10.8
歳出					
直轄・補助事業費	約16,400	18,024			約▲8.8
地方単独事業費	1,254	1,683			▲25.5
うち地方税等の減収分見合い歳出	361	730			▲50.5
計	約17,900	20,060			約▲10.8

項目	平成28年度 (見込)		平成27年度 (見込)		増減率 (見込)
	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	
歳入					
地方税	720	708			1.7
一般財源充当分	589	275			114.2
国庫支出金	-	1,524			皆減
地方債	-	2,397			皆減
雑収入	1	1			0.0
計	1,310	4,905			▲73.3
歳出					
全国防災対策費に係る直轄・補助事業費	-	3,922			皆減
公債費	1,310	983			33.3
計	1,310	4,905			▲73.3

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。
(出所) 総務省資料より作成

²⁷ 歳入総額に占める地方債の割合。

²⁸ 地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額。

²⁹ 復旧・復興事業の地方債計画総額は382億円である。

³⁰ 「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27年6月24日復興推進会議決定)において、全国防災事業は平成27年度限りで終了することとされた(前掲4.(2)参照)。これを受け、平成27年度に3,922億円が計上された「全国防災対策費に係る直轄・補助事業費」は同年度限りで廃止された。

5. 考察

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」

平成 27 年度に 1 兆円が計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」は、平成 28 年度においても同額が計上されることとなった。同事業費の平成 29 年度以降の取扱いについては、総務・財務両大臣が協議して定めることとされているが、高市総務大臣は、同事業費の規模及び期間について、少なくとも国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「地方版総合戦略」の期間である 5 年間は継続して 1 兆円程度の額を確保する必要があるとの見解を示している³¹。また、地方財政審議会は、恒久財源を確保し、地方創生の取組を息長く支援すべきとしている³²。なお、同事業費の恒久財源については、平成 27 年度地方財政対策において、地方法人課税の偏在是正を進めること等により確保するとされている³³。

一方、「まち・ひと・しごと創生事業費」をめぐるのは、財政制度等審議会から、地方創生という政策目的に沿った使い方がなされているか事後的にフォローアップし、当該措置の必要性及び適正性の検証が必要であるとの見解が示されている³⁴。

地方版総合戦略に基づき、平成 28 年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることから、「まち・ひと・しごと創生事業費」をどのように活用し、地方創生に結び付けるのが課題となる。また、同事業費に対応する交付税算定を段階的に「取組の必要度」から「取組の成果」に配分額をシフトするとされていることについて、地方六団体は、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体は長期の取組が必要であることを考慮すべき³⁵としており、具体的にどのような形で成果を反映させていくのか、今後の動向が注視される。

(2) 「重点課題対応分（仮称）」の創設

平成 28 年度地方財政対策では、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むため、一般行政経費に「重点課題対応分（仮称）」(2,500 億円)が創設され、財源は、平成 27 年度における歳出特別枠の一部を振り替えることにより全額が確保された。同経費は、地方における現下の喫緊の重点課題に対応するため、当面、設けることとされているが、平成 28 年度地方財政対策において、平成 29 年度以降の取扱いについて言及されていないことから、同規模の財源がどの程度の期間において継続して確保されるか明らかではない。

一方、地方六団体は、社会保障関係費の増加や地域経済・雇用対策に係る経費を歳出特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、必要な歳出を確保すべき³⁶としており、歳

³¹ 第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 13 号 3 頁（平 27. 3. 27）

³² 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成 28 年度の地方財政への対応についての意見」（平 27. 12. 18）13～14 頁

³³ 平成 27 年 12 月に取りまとめられた「平成 28 年度与党税制改正大綱」では、地方法人課税について、消費税率（国・地方）8%段階の措置に引き続き、消費税率（国・地方）10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずることとされ、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化等を行うことが示された。この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上することとされた。

³⁴ 財政制度等審議会「平成 28 年度予算の編成等に関する建議」（平 27. 11. 24）37～38 頁

³⁵ 前掲注 22

³⁶ 前掲注 22

出特別枠の振替により創設された「重点課題対応分(仮称)」の今後の取扱いが注視される。また、同経費に対応する交付税の算定方法が明らかにされていないことから、必要とする地方公共団体に財源を適正に配分する仕組みが構築されるかなど、動向が注目される。

(3) 地方財政の健全化

平成 28 年度の「地方税・地方譲与税等」は、前年度に比べ 9,615 億円増額する見通しとなり、地方交付税の減少は 546 億円にとどまる中、臨時財政対策債の発行は 7,370 億円減少することとなった。また、近年では、平成 21 年度から平成 26 年度まで 10 兆円以上の地方財源不足が発生していたところ、前年度の約 7.8 兆円に引き続き、平成 28 年度は約 5.6 兆円に減少する見通しである³⁷。こうした中、地方の借入金残高は、199 兆円程度（平成 27 年度末）から 196 兆円程度（平成 28 年度末）に減少する見込みとなっているが、地方の借入金残高のうち、臨時財政対策債残高は年々増大しており、平成 27 年度末には 50 兆円程度に上る見通しである。

平成 28 年度における折半対象財源不足額は前年度に比べ約 2.4 兆円減少し、折半ルール分の臨時財政対策債の発行は約 0.3 兆円に止まったものの、過去に発行された臨時財政対策債に係る元利償還金の累増により、発行総額の大幅な減少には至っていない。したがって、後年度の臨時財政対策債発行総額を縮減させるためにも、折半対象財源不足額を更に抑制させる取組が求められる。こうした中、平成 26 年度に 3 年間延長された「折半ルール」は、平成 28 年度に終了することとなる。地方六団体は、地方交付税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すべき³⁸としており、平成 29 年度以降に地方財源不足額が発生した際の対応方法をめぐる議論が活発化すると考えられる。

さらに、「平成 28 年度与党税制改正大綱」では、消費税率（国・地方）10%引上げ時に、酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞を対象に消費税の軽減税率制度を導入するとされ、同制度導入による地方の減収は 3,000 億円超と見込まれている³⁹。地方六団体は、消費税の軽減税率を導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずることを要望している⁴⁰。同税制改正大綱では、「平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する」とされ、増大する社会保障関係費等に対応するための財源確保策をめぐり議論が本格化することが見込まれる。

(4) 地方交付税改革をめぐる論議

「骨太方針 2015」では、地方行財政改革について、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方公共団体の経営資源の有効活用を進めるとの観点から、地方交付税制度の改革に取り組むとされた。これを踏

³⁷ 交付税特会借入金については、平成 28 年度に法定分 4,000 億円を予定どおり償還することとしている。

³⁸ 前掲注 1

³⁹ 総務省ホームページ「高市総務大臣閣議後記者会見の概要（平 27.12.15）」

<http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000447.html>（平 28.1.18 最終アクセス）

⁴⁰ 地方六団体「平成 28 年度予算概算要求等について」（平 27.11.17）

まえ、「経済・財政再生アクション・プログラム」では、「トップランナー方式」の導入によるインセンティブ改革の推進等が示された。トップランナー方式は、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方公共団体の業務改革のうち、単体費用に計上されている全ての業務（23業務）を検討対象とし、このうち庶務業務、情報システムの運用などの16業務については平成28年度に着手し、複数年（おおむね3～5年程度）かけて段階的に反映を進めることとされている。

一方、トップランナー方式の導入等をめぐっては、小規模団体では民間委託等の業務改革が困難な場合もある⁴¹、条件不利地域など地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、交付税の財源保障機能が損なわれないようにする必要がある⁴²などの意見がある。また、地方交付税の算定は従来から一定のインセンティブ効果があり、地方交付税の趣旨の範囲でインセンティブ効果をどこまで取り入れるかは難しい課題であるとの指摘もある⁴³。

「骨太方針2015」に定められた「経済・財政再生計画」では、地方の歳出水準に関し、一般財源の総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされており、トップランナー方式の導入等がマクロの地方財政に及ぼす影響は現在のところ明らかではないものの、これを契機に歳出削減に向けた圧力が更に強まる可能性も十分に考えられる。

（5）地方分権改革の進展と地方財政制度の在り方

地方分権改革有識者会議の「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月)では、地方税財政の充実強化に向けて当面推進すべき取組として、地方一般財源総額の確保、法定率の引上げ、臨時財政対策債に依存する現状からの脱却、安定的な社会保障財源の確保と地方財政の健全化の両立、国庫補助金等整理合理化、歳出改革等が挙げられた。また、地方分権改革の新たな手法として平成26年に導入された「提案募集方式⁴⁴」について、税財源配分等に係る事項も提案の対象に含めるべきとの意見がある⁴⁵。地方からは、国税法定率分の交付税特会への直接繰入れ、国と地方の税財源配分の見直しなどの意見も示されているところであり、地方分権改革の進展を踏まえた地方財政制度の在り方をめぐる活発な議論を期待したい。

(こじま こうへい)

⁴¹ 前掲注32 11～12頁

⁴² 前掲注22

⁴³ 小西砂千夫「仮試算2016と地方財政に関する諸課題」『地方財務』第736号(平27.10)137頁

⁴⁴ 個々の地方公共団体等から、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)に関する全国的な制度改正に係る提案を募集する手法。

⁴⁵ 中核市市長会 全国施行時特例市市長会「地方分権改革に関する提案募集方式の制度改善を求める提言」(平27.11.6)ほか